

文財第152号
平成29年6月12日

公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部本部長 様

栃木県教育委員会事務局文化財課長



周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に係る届出について（依頼）
県の文化財保護行政につきましては、日頃から御協力いただき感謝申し上げます。
さて、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第2項の規定により、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合は、着手しようとする日の60日前まで（以下「法定期間」という。）に県教育委員会に届け出なければならないとされているところですが、最近、法定期間を過ぎてからの届出が散見されます。
つきましては、貴会会員宛てに下記のとおり御周知いただきますようお願いいたします。

記

1 文化財保護法第93条の届出

まず、土木工事等（宅地造成、住宅・店舗等建物建築、水道・下水道工事等）を行う土地が周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当するか否かを下記2の窓口にて御確認ください。

周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、土木工事等に着手しようとする日の60日前までに文化財保護法第93条の届出を下記2の窓口へ提出してください。

2 届出等の窓口

土地の所在地である市町教育委員会事務局文化財所管課

3 その他

別紙「文化財保護法第93条の届出の事務の流れ」を参考にしてください。

栃木県教育委員会事務局文化財課調査担当
電話 028-623-3425、FAX 028-623-3426
Email: bunkazai@pref. tochigi. lg. jp

文化財保護法第93条の届出

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）における民間工事等の届出

届出の事務の流れ



◆ ①の届出は、市（町）教育委員会経由（②）で栃木県教育委員会へ提出されます。

◆ その後、③の栃木県教育委員会からの指示文書が出されます。

（届出をした市（町）教育委員会経由（④）で交付されます。）

※ 工事の着工は、③の文書が届くまでお待ちください。

◆ ③の栃木県教育委員会からの文書により指示される主な内容は、次のとおりです。

指示の種類	指示の内容
工事立会	工事を実施する場合には、〇〇市（町）教育委員会の職員が立ち会う（工事施工中に〇〇市（町）教育委員会が埋蔵文化財へ掘削が及ぶかを確認し、必要な場合には記録保存等の調査を行う）こととしましたので、〇〇市（町）教育委員会と協議を行うなど、必要な御配慮をお願いします。
慎重工事	工事を実施する場合は慎重工事（埋蔵文化財包蔵地であることを認識の上慎重に工事を施工する）でお願いします。工事中に遺構等が発見された場合には、〇〇市（町）教育委員会に報告し協議を行うなど、必要な御配慮をお願いします。
確認調査	工事着工前に確認調査（埋蔵文化財の範囲や内容を確認するための部分的な調査）を実施されるようお願いします。 なお、調査の結果に基づく今後の対応については〇〇市（町）教育委員会と再度協議を行い、遺跡の保護に御協力ください。
試掘調査	工事着工前に試掘調査（埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査）の実施について御協力をお願いします。 なお、調査の結果に基づき今後の対応については〇〇市（町）教育委員会と再度協議を行い、遺跡の保護に御協力ください。
発掘調査	工事着工前に発掘調査（工事前に対象地を掘削して地下にある遺跡を調べる）を実施されるようお願いします。 なお、今後の対応については、〇〇市（町）教育委員会と協議を行ってください。

◆ お問い合わせ先

栃木県教育委員会事務局文化財課（調査担当）

☎028-623-3425 FAX028-623-3424